

添付法令資料 3 :

商業銀行によるデジタル・サービスに関する2023年12月19日付インドネシア共和国  
金融サービス庁規則No. 21 (目次)  
同月 22 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 銀行によるデジタル・サービス
  - 第 1 節 デジタル・サービスの範囲及び要件 (第 2 条ないし第 4 条)
  - 第 2 節 デジタル・サービスの実施 (第 5 条ないし第 11 条)
  - 第 3 節 デジタル・サービスの許可手続 (第 12 条及び第 13 条)
  - 第 4 節 デジタル・サービスの実施における協力 (第 14 条ないし第 17 条)
  - 第 5 節 デジタル・サービスの実施を処理する単位及び機能 (第 18 条及び第 19 条)
- 第 3 章 IT の活用
  - 第 1 節 通則 (第 20 条及び第 21 条)
  - 第 2 節 電子署名 (第 22 条)
  - 第 3 節 銀行のビジネス・ファンクションの支援における IT 導入 (第 23 条及び第 24 条)
- 第 4 章 顧客保護及び個人データ保護
  - 第 1 節 顧客保護 (第 25 条ないし第 28 条)
  - 第 2 節 個人データ保護 (第 29 条及び第 30 条)
- 第 5 章 報告 (第 31 条ないし第 36 条)
- 第 6 章 経過規定 (第 37 条及び第 38 条)
- 第 7 章 終則 (第 39 条及び第 40 条)